

10月 宿泊分

箱根つつじ荘 グリーンヒル八ヶ岳 区民保養施設の利用申し込み

【受付窓口】日通旅行(株)新宿区役所内営業所(本庁舎1階)
【受付専用電話】☎(5273)3881
【受付日時】月～金曜日午前9時～午後5時
※土・日曜日、祝日等は日通旅行(株)☎(3573)8350(午前10時～午後6時。電話受け付けのみ)へ。

◎抽選(区民抽選予約)
区内在住の方のみ申し込みます。
【申込期間】7月1日(金)～11日(月)(必着)
【申込方法】受付窓口・特別出張所・生涯学習スポーツ課で配布の「抽選はがき」でお申し込みください。7月19日(火)ころまでに結果通知が届かない場合は、受付窓口へお問い合わせください。

◎空き室予約
抽選後の空き室は区内在住の方のみ申し込みめる「区民優先予約(当選者を含む)」、どなたでも申し込みめる「一般予約」の順に、先着順で受付窓口で予約を受け付けます。空き室の状況は、受付窓口・特別出張所のほか、日通旅行(株)ホームページ(http://www.nbs-tokyo.co.jp/)でも

▼グリーンヒル八ヶ岳内のバーデハウス(温水プール・温泉施設)



▲箱根つつじ荘

確認できます。
【申込開始日】▶区民優先予約…7月21日(木)、▶一般予約…8月1日(月)
【10月の休館日】箱根つつじ荘…5日(水)、グリーンヒル八ヶ岳…4日(火)～6日(木)
※利用料金には各種割引制度があります。箱根つつじ荘に宿泊する方には、小田急線の運賃割引証を発行します。利用のご案内「区民保養施設ハンドブック」は、抽選はがきとともに、受付窓口等で配布しています。

【区の担当課】生涯学習スポーツ課生涯学習スポーツ係(本庁舎1階)☎(5273)4358・☎(5273)3590

グリーンヒル八ヶ岳からのお知らせ

●コテージのテラス等改修工事
【工事期間】9月30日(金)～12月中旬(予定)
※工事期間中は、コテージ・キャンプ場等が利用できません(本館の宿泊、他の附帯施設は利用できます)。

●新宿駅西口発観光バスツアー
往復バスと宿泊・観光のセットです(2泊3日)。申し込みには、事前に宿泊予約が必要です。

【10月の出発日・コース】
▶11日(火)…小布施と長野「五輪久保りんご」狩り、▶17日(月)…秋の上高地と横谷溪谷、▶25日(火)…赤沢自然休養林トロッコ電車ともみじ舞う箕輪ダム

【問合せ】グリーンヒル八ヶ岳☎0551(32)7011へ。ホームページ(http://www.kenkoumura.jp/)でもご案内しています。

シニア活動館・地域交流館・児童館の指定管理者を募集します

【募集施設・所在地】
▼①戸山シニア活動館(戸山2-27-2)
▼②百人町地域交流館・児童館(百人町2-18-21)
【指定期間】29年4月1日～34年3月31日(5年間)
【応募資格・対象】法人格があり、施設の管理運営業務の経験が豊富な企業・団体
【業務内容】
▼シニア活動館…シニア世代・高齢者の福祉・健康増進や社会参加活動支援等
▼地域交流館…高齢者の福祉・健康増進等
▼児童館…児童健全育成・学童クラブ事業等
【選定方法】▼1次…書類、▼2次…プレゼンテーション・ヒアリングによるプロポーザル方式
【申込み】所定の書類等を①は8月5日(金)までに地域包括ケア推進課高齢いきが係(本庁舎2階)☎(5273)4567・☎(6205)5083、②は8月12日(金)までに子ども総合センター児童館運営係(新宿7-3-29、新宿ここから広場内)☎(5273)4544・☎(3232)0666へお持ちください。

現地説明会を開催します

【日時】▼①は7月5日(火)午後3時30分～4時30分、▼②は7月4日(月)午前10時30分～11時30分
【申込み】所定の申込書をファックスで各説明会の前日(土・日曜日を除く)午後5時までに、①は地域包括ケア推進課高齢いきが係、②は子ども総合センター児童館運営係へ。
※募集要項・申込書等は、申し込み先の各係で配布するほか新宿区ホームページからも取り出せます。

自転車の保険に加入しましょう

●自転車による加害事故が増えています
自転車安全整備店で点検整備(有料)を受け、それを証明する「TSマーク」(下図・補償内容の異なる2種類があります)を自転車に貼ると、傷害保険・賠償責任保険に加入できます。
また、損害保険会社が扱う火災保険や自動車保険等には「個人賠償責任保険」を特約として追加できます。詳しくは、各損害保険会社にお問い合わせください。
【問合せ】交通対策課交通企画係(本庁舎7階)☎(5273)4265・☎(3209)5595へ。



7月・8月は 社会を明るくする運動 強調期間

- 防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り
●思いやりの心で育つ 地域の輪

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の立ち直りに関して理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。
区では、「社会を明るくする運動」新宿区推進委員会を設置し、保護司をはじめとした地域の方と連携し、地域ぐるみで青少年の健全育成と人間性豊かな地域づくりを目指した運動を展開します。



過去のパレードから

第66回「社会を明るくする運動」新宿通り広報パレード

「社会を明るくする運動」の一環として、開催します。

【参加団体】交通少年団、消防少年団、市谷小学校金管バンド、天神小学校鼓笛隊、警視庁騎馬隊、地区青少年育成委員会、保護司会等関係団体、新宿未来大使「鉄腕アトム」ほか
【問合せ】子ども家庭課企画係(本庁舎2階)☎(5273)4261・☎(5273)3610へ。

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の活用を

●納付猶予制度の対象が50歳未満に拡大します
納付が難しいときは申請を本人・配偶者・世帯主の所得が国の定めた基準内の場合、保険料が免除・猶予される制度があります。納付猶予は本人と配偶者の所得、学生納付特例は本人の所得で審査します。申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって免除・猶予の申請ができます(申請期間に対応する前年所得で審査をするため、免除が承認されない場合もあります)。
7月から37年6月までの10年間に限り、現在30歳未満の方を対象としている納付猶予制度の対象年齢が、50歳未満に拡大されます。

後期高齢者医療制度に加入している方へ 新しい保険証が届いたら記載内容の確認を

●新しい保険証を発送します
新しい保険証(藤色)を、7月6日(水)に簡易書留で発送します(基準収入額適用申請書を送り出す方(※1)の保険証は7月19日(火)に発送します)。保険証が自宅に届くのは7月7日(木)以降です。7月25日(月)までに届かない方は高齢者医療担当課へご連絡ください。現在お使いの保険証(オレンジ色)は、8月1日(月)以降に破棄していただくか、高齢者医療担当課にお返しください。保険証が届いたら、住所氏名等の記載内容が正しいか確認してください。

●減額認定証を申請済みの方へ
すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)」を申請し、28年8月以降も該当する方(世帯全員が住民税非課税)には、7月下旬に新しい「減額認定証(白色)」を送付する予定です。
●8月からの自己負担割合
自己負担割合は、27年中の所得に基づく28年度の住民税の課税状況で決まります。同じ世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、28年度住民税の課税所得が145万円以上の方がいない場合は「1割」、いる場合は「3割」です。
【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階)☎(5273)4562・☎(3203)6083へ。